

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改 正 案	現 行
第一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第1【募集（売出）要項】 1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【その他】(5) 2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(18) (略) (19)【その他】(5) 3 (略) 第2【最近における募集（売出し）の状況】(6) 1～3 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) その他 a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。 b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。 c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。 (6) (略)	第一号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略) 第1【募集（売出）要項】 1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】 (1)～(12) (略) (13)【その他】 2【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】 (1)～(18) (略) (19)【その他】 3 (略) 第2【最近における募集（売出し）の状況】(5) 1～3 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (新設) (5) (略)

改 正 案	現 行
第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) その他 a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。また、当該届出に係る内国投資証券の募集について、当該内国投資証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、投資法人を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下aにおいて同じ。）とした場合には、その旨、投資法人と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国投資証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり投資法人から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 b・c (略) (14) ～ (77) (略)	第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) その他 a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。 【参考】第5号の2様式 (8) 引受け等の概要 a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定時期を注記すること。 b 当該届出に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の4に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。）とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 b・c (略) (14) ～ (77) (略)

改 正 案	現 行
第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (7) (略) (8) 引受け等の概要 a (略) b 当該届出に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（法第31条の4第4項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下bにおいて同じ。）とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及び当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (9) ～ (42) (略)	第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略) (記載上の注意) (1) ～ (7) (略) (8) 引受け等の概要 a (略) b この届出書に係る内国資産流動化証券の募集について、当該内国資産流動化証券が金商業等府令第153条第1項第4号ニに掲げる株券等に該当することにより、発行者を親法人等（法第31条の4第3項に規定する親法人等をいう。）又は子法人等（同条第4項に規定する子法人等をいう。）とする金融商品取引業者を主幹事会社（金商業等府令第147条第3号に規定する主幹事会社をいう。以下この様式において同じ。）とした場合には、その旨、発行者と主幹事会社との関係の具体的な内容、当該内国資産流動化証券の引受けに係る金商業等府令第153条第1項第4号ニに規定する発行価格の決定に適切に関与した金融商品取引業者の名称、当該金融商品取引業者が当該発行価格の決定に当たり発行者から影響を受けないようにするためにとった具体的な措置の内容及びこの当該発行価格の決定方法の具体的な内容を注記すること。 (9) ～ (42) (略)